

群馬大学学部学生の大学院授業科目の履修に関する規程

平成29. 4. 1 制定

改正 令和 6. 4. 1

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学学則（以下「学則」という。）第41条の2第2項の規定に基づき、学部学生が本学大学院の授業科目を履修すること（以下「先行履修」という。）に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 先行履修は、本学大学院に進学を志望する学業優秀な学部学生に対して、本学大学院の授業科目を履修する機会を提供するとともに、学部教育と大学院教育との円滑な接続を図ることを目的とする。

(先行履修の取扱い)

第3条 先行履修をする者は、大学院科目等履修生とする。

2 先行履修に関する取扱いについては、群馬大学学則第59条第2項及び群馬大学大学院学則第51条に基づき研究科、学府及び学環（以下「研究科等」という。）が科目等履修生に関し規定するもののほか、この規程の定めるところによる。

(授業科目)

第4条 先行履修をすることができる授業科目は、研究科等が定める。

(履修資格)

第5条 先行履修ができる者は、前条の規定により定める授業科目を履修する学力があると当該研究科等の長が認めた者とする。

(履修の許可)

第6条 先行履修をする者は、研究科等の定めるところにより、所定の手続を経て、その許可を受けなければならない。

(修得した科目の取扱い)

第7条 先行履修により修得した科目は、先行履修した学生が授業科目を履修した研究科等に入学した場合においては、本人からの申出により10単位の範囲内で当該研究科等が定める単位数を限度として修了要件単位に含めることができる。

2 先行履修により修得した科目は、所属学部の卒業要件単位に含めることはできない。

(修得した科目の取扱いの特例)

第8条 前条第1項の規定にかかわらず、先行履修した学生が授業科目を履修した研究科等とは異なる研究科等に入学した場合においては、本人からの申出により10単位の範囲内で入学した研究科等が定める単位数を限度として修了要件単位に含めることができる。ただし、この場合においては、当該学生が先行履修した授業科目と密接に関係する授業科目が、当該学生が入学した研究科等において開設されている場合に限るものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、学長が行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年4月1日から施行する。